

# 社会福祉法人双葉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として受けるものであって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料などの経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。なお、下記の金額は、法令に基づきその報酬から控除すべき金額を控除後の額とする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

### (1) 理事

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| (ア) 理事会等会議への出席         | 5,000 円 |
| (イ) 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 5,000 円 |

### (2) 監事

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| (ア) 監事監査等への出席          | 5,000 円 |
| (イ) 理事会等会議への出席         | 5,000 円 |
| (ウ) 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 5,000 円 |

### (3) 評議員

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| (ア) 評議員会への出席           | 5,000 円 |
| (イ) 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 5,000 円 |

## (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

**(費用)**

第5条 役員等が出張する場合は、交通費等の実費相当分を旅費として支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

**(公表)**

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

**附則** この規程は、平成29年6月22日より施行する  
令和5年6月15日一部改正